

令和2年5月7日

ご利用者様
ご関係者様

社会福祉法人 文珠福祉会
理事長 諏訪英樹

新型コロナウイルス感染症対策について(第7報)

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、福井県において「緊急事態措置」も改定され、引き続き(4月14日～5月20日まで)、気を緩めることなく、感染拡大防止の取組みについての協力を要請されております。

ご家族等の皆様には、長期間の面会制限にご理解とご協力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

現在、面会につきましてはスマートフォンやパソコンなどでリモート面会を行っており、ご利用していた方には大変好評を得ることができています。使用方法については、担当職員が丁寧にアドバイスしますので、ご利用を希望させる方は、是非お気軽にお問い合わせください。また、実際の面会につきましては自粛要請が緩和され次第、速やかに連絡させていただきますので、いましばらく制限にご協力賜りますようお願いを致します。

今後、状況に変化があれば適宜、感染対策委員会を開催し、結果をご報告させていただきますので宜しくお願いします。

記

1. 面会について；引き続き「緊急やむを得ない場合を除き、面会を禁止」を継続させていただきます。必要があれば事前に電話連絡にてご相談ください。
2. 職員は、各自出勤前に体温測定を行い、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底します。
3. 引き続き、入所ご利用者については、37.5℃以上または呼吸器症状が2日以上続いた場合には、嘱託医師を通じて、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けます。また、疑いがある方は原則個室に移動します。個室が足りない場合については同じ症状の人と同室にさせていただきます。
4. 入所ご利用者の外出行事、集団活動、外来者の行事、委員会活動、カンファレンス等も、引き続き中止させていただきます。また新年度より、職員間のミーティング等はテレビ会議システムを利用して行うこととさせました。
5. 新年度より職員玄関前に手洗い場を設置し、施設に入る前の手洗い・消毒の徹底を促しました。
6. 新年度より施設内清掃の要員を増員し、施設内の清掃、消毒を強化させました。
7. 新年度より業務体制を変更させ、濃厚接触者が出にくい配置で行うよう指示しました。
8. 職員全員にアルコール・ボトルを配布して、常時の手指消毒の徹底を指示しました。

期間；令和2年5月8日～5月22日

(5月22日の感染対策会議以降に第8報を報告させていただきます)

「相談窓口」文珠苑(玉木、杉森)0776-41-7500 短期入所(武田、島崎)0776-41-7500